

お子さんの定期予防接種について



習志野市健康支援課 予防接種担当

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 ☎047-453-2922

習志野市の定期予防接種の受け方

予防接種はお子さんの病気を予防し、健康を守る上で大切なものです。習志野市では予防接種法に基づいて定期予防接種を実施しています。対象年齢、接種回数、接種間隔を守って接種してください。

	内容	備考
受け方	受たい予防接種の対象年齢のうちに医療機関にて接種	<ol style="list-style-type: none"> 受けようとする予防接種の種類を決める（未定の場合は4ページへ） 医療機関（市内の医療機関は別紙参照）で予約（必要時） 予診票がない場合は、無料で受けることができません
費用	無 料	以下の場合、任意接種のため、 有料 <ol style="list-style-type: none"> 定められた接種間隔以外の場合や接種回数が超過した場合、対象年齢外で接種した場合 習志野市が指定していない医療機関で予防接種を受けた場合 定期予防接種以外の予防接種（おたふくかぜワクチン等）を受けた場合
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 予診票（バーコードシールを持っている場合は貼付。シールがない場合は予防接種番号を記入） 	<ol style="list-style-type: none"> 母子健康手帳を紛失した場合、健康支援課へ 転入や予診票の紛失等で習志野市の予診票を持っていない場合 <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳を持って、健康支援課へ 習志野市のホームページ内「ちば電子申請サービス」で手続き 習志野市から転出した場合は習志野市の予診票は使用できません 予防接種は保護者同伴 保護者以外の方が同伴する場合は、「委任状」が必要。委任状は健康支援課もしくは習志野市のホームページからダウンロード可能
接種場所	<ul style="list-style-type: none"> 習志野市個別予防接種実施医療機関（別紙） 千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関 	<ol style="list-style-type: none"> 千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関で接種を希望する方は、千葉県医師会ホームページ「県民のみなさまへ」から「協力医療機関名簿」（健康・予防接種ページ内）を確認するか、健康支援課へ問い合わせ 県外の医療機関で接種を希望する場合 やむを得ない事情により県外で予防接種を希望される方は、事前に手続きが必要です。詳細は健康支援課へ
予防接種の前に	予防接種は体調のよいときに受けるのが原則です。 受ける前に、別冊「 予防接種と子どもの健康 」をお読みください。特に、「6 予防接種を受けに行く前に（9ページ～）」を必ずご確認ください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 予防接種委任状 習志野市 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 検索 </div>



登録無料です

「ならしの予防接種ナビ（おやこ手帳）」にご登録を！

「ならしの予防接種ナビ（おやこ手帳）」はお子さんの予防接種スケジュール管理のアプリです。スマートフォン、携帯電話またはパソコンを利用し、必要事項（メールアドレス、ニックネーム、お子さんの生年月日（出産予定日）、お住まいの地域の郵便番号）を入力して利用登録すると、お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとお知らせが届きます。ご利用いただくことで、予防接種の受け忘れや間違い接種を防止することができます。



↑ iOS版

↑ Android版

感染症にかかった後の予防接種について

感染症にかかった後も、回復して体調が安定すれば、すべてのワクチンが接種可能ですが、経過が長引いたり、慢性化している場合には注意が必要です。接種する時期は、予防接種を受ける医療機関に相談して決めましょう。

治癒後における接種間隔の目安*

1. 麻疹（はしか）等（感染により免疫機能が一時的に低下するウイルス性疾患）	治癒後 4週間程度
2. 風しん・おたふくかぜ・水痘（水ぼうそう）等	治癒後 2～4週間程度
3. 手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・突発性発疹・かぜ等のウイルス性疾患	治癒後 1～2週間程度

※参考：予防接種に関するQ&A集（2025）：一般社団法人日本ワクチン産業協会発行



ナラシド♪からのお願いです。
病気になったら、かかりつけの医療機関で確認してから、
予防接種を受けてください。



副 反 応 が お こ っ た ら



予防接種を受けたあとに“あらっ！”と思ったら・・・

まずは接種した医療機関にお問い合わせください！

1. 通常みられる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが、発熱、接種局所の発赤・腫脹（腫れ）、硬結（しこり）、発疹などが比較的高い頻度（数%から数十%）で認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

2. 重い副反応

予防接種を受けた後、接種局所のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。お子さんの症状が予防接種後副反応疑い報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ報告されます。

ワクチンの種類によっては、極めてまれ（百万から数百万に1人程度）に脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることもあります。また、1年以上たって副反応が発症する場合があります。このような場合に、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済制度の給付の対象となります。制度の詳細については、健康支援課にご相談ください。

（参考）紛れ込み反応

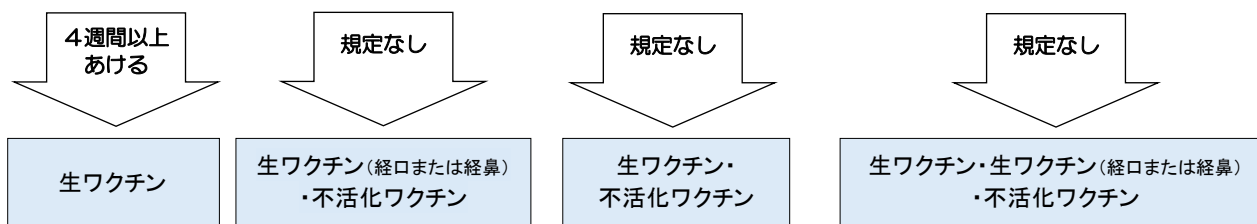
予防接種を受けたしばらく後に、何らかの症状が出現すれば、予防接種が原因ではないかと疑われることがあります。しかし、たまたま同じ時期に発症した他の感染症などが原因であることが明らかになることもあります。これを「紛れ込み反応」と言います。

異なる種類のワクチンを接種する場合の接種間隔

定期予防接種で使うワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。

異なる種類のワクチンを接種する場合には接種間隔を守ることが必要です。異なる種類のワクチンを、特に急いで接種する必要がある場合は、医師が必要と認めた場合、下に示す間隔で接種が可能です。かかりつけの医療機関とよくご相談ください。

生ワクチン	生ワクチン (経口または経鼻)	不活化ワクチン
生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもの		細菌やウイルスの免疫を作るために必要な成分を取り出し、毒性をなくしてつくったもの
BCG、 麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、 水痘(水ぼうそう)	ロタウイルス感染症	【5種混合】ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ・Hib(ヒブ) 感染症、 Hib(ヒブ)感染症、小児肺炎球菌感染 症、B型肝炎、日本脳炎、 【2種混合】ジフテリア・破傷風、 ヒトパピローマウイルス感染症
任意 おたふくかぜ	任意 経鼻弱毒生インフルエンザ	任意 インフルエンザ



同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、それぞれに定められた間隔がありますのでお気をつけください。

* 次ページの各予防接種の受け方をよく読んで接種してください。



習志野市が実施する市独自制度の予防接種

※ 習志野市内の医療機関のみで受けられます。

下記の予防接種については市独自制度の予防接種として、無料で受けることができます。事前に、母子健康手帳を持参の上、健康支援課にて**手続きが必要**です。

また、万が一、予防接種による健康被害が起こった場合は、千葉県市町村総合事務組合の条例が適用となり救済措置が受けられます。

予防接種名	対象者
麻しん・風しん混合(MR) 麻しん 風しん	1. 2歳以上5歳以下(第2期対象者を除く)の人で、予防接種を1回も受けていない方 2. 小学1年生～中学3年生(平成23年4月2日～令和2年4月1日生まれ)の人で、予防接種が2回未満の方

長期療養の定期予防接種

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等(厚生労働省令で定める特別な事情)により、定期予防接種の機会を逃した方については、事前に健康支援課で手続きをすることで、指定の期間内で接種することができます。



特別の理由による任意予防接種の費用助成

骨髄移植等の後に医師から定期予防接種の再接種が必要と言われた方は、市の費用助成を利用し接種することができます。まずは健康支援課へお問い合わせください。

任意接種について

おたふく等の任意予防接種については全額自己負担です。接種希望の場合はかかりつけの医療機関にご相談ください。

- ◆令和6年4月1日より、5種混合が定期接種になりました。4種混合+ヒブは5種混合ワクチンを使用します。
- ◆予防接種は「誕生日の前日から」接種が可能です。「未滿」の場合は、「誕生日の前日まで」接種が可能です。

	予防接種名	対象年齢	望ましい受け方		接種予定の日	
			望ましい受け方で受けられなかった場合は、かかりつけ医と十分ご相談ください。			
乳	【5種混合】 ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風・ ポリオ・ Hib（ヒブ）感染症	生後2か月～ 7歳6か月未滿	初回	生後2か月～7か月未滿までに開始 3～8週の間隔をあけて 3回	1回	年 月 日
			追加	3回目終了後から6～18か月の間隔をあけて 1回	追加	年 月 日
幼	小児の肺炎球菌 感染症※1	生後2か月～ 5歳未滿	初回	生後2か月～7か月未滿までに開始 4週以上の間隔をあけて、1歳のお誕生日の前日 までに 3回	1回	年 月 日
			追加	3回目終了後から60日以上の間隔をあけて、 生後12か月～15か月未滿までの間に 1回	追加	年 月 日
児	B型肝炎	1歳未滿	生後2か月～9か月未滿までの間に 4週以上の間隔をあけて 2回 1回目終了後から20週以上の間隔をあけて 3回目		1回	年 月 日
			2回	年 月 日		
対	ロタウイルス 感染症 (2種類のうちどちらかを選択)	出生6週0日～ 24週0日の間	ロタリ ックス	生後2か月～出生14週6日後までの間に開始 4週以上の間隔をあけて 全2回経口接種	1回	年 月 日
		出生6週0日～ 32週0日の間	ロタテ ック	生後2か月～出生14週6日後までの間に開始 4週以上の間隔をあけて 全3回経口接種	2回	年 月 日
象	BCG	1歳未滿	生後5か月～8か月未滿までの間に 1回		1回	年 月 日
			1歳～2歳未滿	第1期	1歳になったらできるだけ早く 1回 (令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれも可※2)	1回
象	麻しん・風しん 混合(MR)	小学校就学前の 1年間	第2期	対象年齢になったらできるだけ早く 1回 (平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれも可※2)	1回	年 月 日
		1歳～3歳未滿	1回目	生後12か月～15か月未滿までの間に 1回	1回	年 月 日
象	水痘 (水ぼうそう)	1歳～3歳未滿	2回目	1回目終了後から6～12か月の間隔をあけて 1回	2回	年 月 日
			第1期 初回	3歳～4歳までに開始 1～4週の間隔をあけて 2回	1回	年 月 日
象	日本脳炎	生後6か月～ 7歳6か月未滿	第1期 追加	2回目終了後からおおむね1年後に 1回 (4歳～5歳)	追加	年 月 日

- ※1 小児肺炎球菌の接種開始が、①生後7か月～12か月未滿：初回接種2回+追加接種1回(生後12か月以降)
②1歳～2歳未滿：60日以上の間隔で2回接種
③2歳以上：1回接種で終了

※2 MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者

	予防接種名	対象年齢	望ましい受け方		予診票送付時期 (個別通知)
児 童 生 徒 対 象	日本脳炎	9歳～ 13歳未滿	第2期	9歳～10歳までに 1回	小学4年生(4月)
		平成19年4月1日 以前に生まれた 20歳未滿の方	特例措置※3 全4回(第1期:3回、第2期:1回)を完了していない場合は、6日以上 の間隔をあけて不足分を接種		
児 童 生 徒 対 象	【2種混合】 ジフテリア・ 破傷風	11歳～ 13歳未滿	第2期	11歳～12歳未滿までに 1回	小学6年生(4月)
		小学6年生～ 高校1年生相当 の女子	中学1年生相当の期間中に6か月の間隔をあけて 2回 (15歳以上で開始すると、 3回接種が必要)		中学1年生相当 (5月)

※3 市から予診票の送付はしていないため、予診票をお持ちでない場合は、母子健康手帳を持参し、健康支援課の窓口で発行または
ちば電子申請サービスで手続きが必要となります。

※4 令和8年度より、定期接種で受けられるワクチンが「シルガード9」のみになりました。接種開始の年齢により、接種回数や間隔
が異なります。かかりつけ医とご相談の上、接種スケジュールをご検討ください。